別表六の二（五）付表　各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・・	法人名	

各連結法人における試験研究費の額	1	円	個別税額控除割合の計算	(6) ＝ 0 の場合	11	0.085	
各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2			(8)＞9.4%かつ連結親法人事業年度が令和５年３月31日以前に開始する連結事業年度の場合 $\frac{10.145}{100}+((8)-\frac{9.4}{100})\times 0.35$	12		
特別試験研究費対象割合 $\frac{\text{別表六の二(九)「3」}}{\text{別表六の二(九)「1」}}$	3			(11) 及び (12) 以外の場合 $\frac{10.145}{100}-(\frac{9.4}{100}-(8))\times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	13		
各連結法人における特別試験研究費対象金額 (別表六の二(九)付表「1」)×(3)	4	円		(10) ＞ 10％の場合の控除割増率 $((10)-\frac{10}{100})\times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	14		
各連結法人における差引試験研究費の額 (1)－(4)	5			個別税額控除割合 ((11)、(12)又は(13))＋((11)、(12)又は(13))×(14) (小数点以下３位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	15		
個別増減試験研究費割合の計算 各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(七)「5」)	6						
個別増減試験研究費割合の計算 個別増減試験研究費の額 (1)－(6)	7						
個別増減試験研究費割合の計算 個別増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8		個別税額控除相当額 (5)×(15)		16	円	
個別試験研究費割合の計算 各連結法人における平均売上金額 (別表六の二(七)「10」)	9	円	各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(16)の合計)		17		
個別試験研究費割合の計算 個別試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	10		一般試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(五)「22」)×$\frac{(16)}{(17)}$		18		

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）